令和２年１０月５日

保護者様

プラハ日本人学校
校長　狐塚　章一

チェコ入国及び入国後の登校について

日頃より本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染については、拡大傾向がみられ、１０月５日に、チェコ政府からの非常事態宣言が効力を発する状況にあります。

一方プラハ日本人学校では、８月２４日に２学期がスタートしました。各ご家庭での丁寧な健康観察・健康管理のおかげで、通常の教育活動を行うことができていますことに、感謝申し上げます。

さて、本校への転入学時や日本への一時帰国後のチェコ入国及び入国後の登校につきましては、チェコ政府や日本大使館の発信内容や方針を遵守していただきい、各ご家庭の査証の状況と合わせて、対応をお願いたします。

現在のチェコへの入国措置は「過去１４日の間に低感染危険国（安全国）以外に１２時間以上の滞在歴をもつ日本人は、入国が可能です。この場合、ＰＣＲ検査を受診、隔離の義務からも免除されます。」となっています。

なお、状況が日々変わっていますので、最新の情報をご確認ください。